

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）により事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和7年11月19日

佐久市長 柳田清二

1 入札対象業務

業務名 (発注課)	令和7年度 土地・家屋登記課税情報照合等業務 (総務部 税務課)
業務場所	佐久市内
業務概要	佐久市の課税台帳と法務局で所管されている登記事項要約書記載事項との照合によるデータクレンジング作業を行い、不一致箇所及び未載事項等の内容を解明するとともに、課税システム標準化に向けたデータ移行を円滑に行うための不動産番号を付設した基礎データの構築業務
履行期間	契約締結日から令和8年3月27日まで
備考	

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、公告の日から落札決定の日までの間、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び同第4項の規定に該当していないこと。
- (3) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿の「その他の業務2」を種別とし「情報関連業務」に登録があること。
- (4) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）による情報セキュリティを認証取得していること。
- (5) 官公庁等が令和2年4月1日以降に発注した固定資産課税台帳と登記情報の照合業務（登記情報は照合時点に合わせ登記中物件等に関して補完整備後目視照合も実施）の実績及び不動産番号の付設の業務について、元請として履行完了した実績があること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和7年11月19日（水）から入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市総務部税務課（本庁3階）
入札参加申請受付	令和7年11月19日（水）から令和7年11月25日（火）まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」原本・副本各1部、「誓約書」1部とする。 ・佐久市総務部税務課（本庁3階）へ持参により提

		出のこと（郵送は不可）。
設 計 図 書 等 の 入 手	令和7年11月19日（水）から 入 札 日 ま で	・金抜設計書及び仕様書は市ホームページよりダウンロードすること。
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問 受 付	令和7年11月20日（木）から 令和7年11月25日（火）まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・Eメールの方法により提出、または佐久市総務部税務課（本庁3階）へ持参すること。
回 答 の 期 間	令和7年11月27日（木）以降	・発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和7年12月2日（火） 午後1時30分から（郵送不可）	・佐久市役所 6階 601会議室
落 札 者 の 決 定 等		<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入れした者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第5号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 提 出 に つ い て (落 札 候 补 者)		<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類 <ol style="list-style-type: none"> 1「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）」 2 業務実績表 3入札参加資格要件（4）（5）を満たすことを証明する書類の写し（業務契約書等）」 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市 総務部税務課（本庁3階）
入 札 結 果 の 公 表		・佐久市企画部契約課（本庁4階）において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入 札 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札人は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最 低 制 限 価 格	・適用なし

入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の 5 の納付を要する)
契約保証金	・契約請負代金額の 10 分の 1 の金銭的保証 (ただし、佐久市財務規則第 124 条第 2 項に該当する場合は契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第 3 項に該当する場合は免除する)
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分前払金	・適用なし

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）の入札心得を熟読の上、参加すること。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 総務部税務課（佐久市中込 3056） TEL. 0267-78-3070 (内線) 324 FAX. 0267-64-5761 E メール. zeimu@city.saku.nagano.jp
-----------	--